

公告

下記のとおり、関税法第24条第1項に基づき、外国往来船等と陸地との間の交通場所、貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く)及び船用品、機用品及び携帯品の積卸場所を指定(変更)したので、公告する。

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア及び日本製鉄株式会社大分製鉄所光鋼管工場北門及び東門	光市大字島田3434番地	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア構内西側岸壁(但し、日鉄ステンレス光6ヤード岸壁を除く。)及び東側岸壁(但し、日鉄ステンレス光重油岸壁、日鉄ステンレス光東岸壁、日鉄ステンレス光スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁に係留する船舶と交通する者に限る。

を

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア及び日本製鉄株式会社九州製鉄所光地区北門及び東門	光市大字島田3434番地	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア構内西側岸壁(但し、日鉄ステンレス光6ヤード岸壁を除く。)及び東側岸壁(但し、日鉄ステンレス光重油岸壁、日鉄ステンレス光東岸壁、日鉄ステンレス光スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁に係留する船舶と交通する者に限る。

に

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア構内西側岸壁(但し、日鉄ステンレス光6ヤード岸壁を除く。)及び東側岸壁(但し、日鉄ステンレス光重油岸壁、日鉄ステンレス光東岸壁、日鉄ステンレス光スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁	光市大字島田3434番地	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア保税蔵置場及び同保税工場並びに日本製鉄株式会社大分製鉄所光鋼管工場保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

を

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア構内西側岸壁(但し、日鉄ステンレス光6ヤード岸壁を除く。)及び東側岸壁(但し、日鉄ステンレス光重油岸壁、日鉄ステンレス光東岸壁、日鉄ステンレス光スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁	光市大字島田3434番地	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア保税蔵置場及び同保税工場並びに日本製鉄株式会社九州製鉄所光地区保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

に

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア及び日本製鉄株式会社大分製鉄所光鋼管工場北門及び東門	光市大字島田3434番地	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア構内西側岸壁(但し、日鉄ステンレス光6ヤード岸壁を除く。)及び東側岸壁(但し、日鉄ステンレス光重油岸壁、日鉄ステンレス光東岸壁、日鉄ステンレス光スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁に係留する船舶に積卸しするものに限る。

を

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア及び日本製鉄株式会社九州製鉄所光地区北門及び東門	光市大字島田3434番地	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア構内西側岸壁(但し、日鉄ステンレス光6ヤード岸壁を除く。)及び東側岸壁(但し、日鉄ステンレス光重油岸壁、日鉄ステンレス光東岸壁、日鉄ステンレス光スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁に係留する船舶に積卸しするものに限る。

に指定（変更）する。

令和2年4月1日

徳山税関支署長 中山 栄二